

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

○宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

(農産園芸環境課)

一

## 告 示

○平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部改正

(自然保護課)

一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定一般相談支援事業者の指定

(障害福祉課)

二

○保安林の指定に関する通知内容の揭示

(森林整備課)

三

○道路の区域変更(二件)

(道路課)

三

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

(防災砂防課)

三

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

四

○土砂災害警戒区域の指定

(同)

四

## 公 告

○開発行為に関する工事の完了(六件)

(建築宅地課)

四

## 選挙管理委員会

○参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨

五

## 雑 報

○仙台松島道路(第Ⅵ期)工事の一部完了

九

## 正 誤

○宮城県公報第二四九八号中

九

○宮城県公報第二五一八号中

一〇

ページ

## 規 則

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第一号

宮城県肥料取締法施行細則の一部を改正する規則

宮城県肥料取締法施行細則(昭和五十九年宮城県規則第二十七号)の一部を次のように改正する。  
別表5の項中「**嘖嘖言**」の下に「(6)に掲げるものを添へ。」を加え、同項の次に次のように加える。

6 牛由来の原料を原料として生産された肉骨粉又は当該肉骨粉を原料として生産された普通肥料

この肥料には、牛由来たん白質が入っているから、家畜等の口に入らないところで保管・使用し、家畜等に与えたり、牧草地等に施用したりしないで下さい。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

○宮城県告示第十五号

平成二十五年宮城県告示第八号(南三陸金華山国定公園の特別地域内の行為の許可基準の特例を適用する地域及び基準の特例)の一部を次のように改正する。

平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第三十号の次に次の三号を加える。

三十一 尾浦西地区(女川町尾浦字尾浦の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一条第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一条第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	第十一條第四項第二号	二階建	三階建
規 則	第十一條第四項第四号	十メートル	十三メートル
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	千平方メートル	百六十五平方メートル
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
規 則	第十一條第九項第三号	千平方メートル	百六十五平方メートル
規 則	第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	百六十五平方メートル

三十二 尾浦東地区 (女川町尾浦字尾浦の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一條第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一條第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	第十一條第四項第二号	二階建	三階建
規 則	第十一條第四項第四号	十メートル	十三メートル
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	千平方メートル	百六十五平方メートル
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第三種特別地域」の下欄	六十パーセント	二百パーセント
規 則	第十一條第九項第三号	千平方メートル	百六十五平方メートル

規 則	第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	百六十五平方メートル
-----	-------------	---------	------------

三十三 竹浦南地区 (女川町竹浦字竹浦の一部の地域)

当該地区において行われる規則第十一條第四項本文及び第九項に規定する行為については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中段に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

なお、当該地区においては、規則第十一條第四項第七号、第九号及び第十号、同条第九項第四号及び第五号並びに同条第二十三項第二号及び第二号の二の規定は、適用しない。

規 則	第十一條第四項第二号	二階建	三階建
規 則	第十一條第四項第四号	十メートル	十三メートル
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第二種特別地域」の中欄	千平方メートル	百六十五平方メートル
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第二種特別地域」の中欄	二十パーセント	六十パーセント
規 則	第十一條第四項第六号の表中「第二種特別地域」の下欄	四十パーセント	二百パーセント
規 則	第十一條第九項第三号	千平方メートル	百六十五平方メートル
規 則	第十一條第九項第七号ロ	千平方メートル	百六十五平方メートル

○宮城県告示第十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十四第一項に規定する指定一般相談支援事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条の三十第一項第一号の規定により告示する。

平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	〇四三〇五〇〇四三九
事業所の名称及び所在地	はっとオレンジ 気仙沼市東新城二丁
指定一般相談支援の種類	地域移行支援 地域定着支援
設置者名	特定非営利活動法人 ネット
指定年月日	平成二十六年一月一日

目五番四号

ワークオレン

○宮城県告示第十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により行う、保安林の指定の予定通知のうち、相手方の所在が不明であるものについて、同法第八十九号の規定により、通知の内容を栗原市役所に掲示するとともに、その要旨を次のとおり告示する。

平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林予定森林の所在場所

栗原市栗駒文字小手七五の四、七五の五、七五の七、七五の八、七五の二二、七五の二三、七五の二六、七五の二七、七五の二九、七五の三〇、七五の三一

二 所在が不明である者の住所氏名

東京都練馬区貫井四丁目三番一八号 コーボ秀月一〇二 只野久二男  
栗原市栗駒岩ヶ崎上町裏二四六番二 只野ひろみ  
栗原市栗駒文字久保前一一番地 後藤ことゑ

三 通知の内容

一の森林について、平成二十五年十一月二十六日宮城県告示第九百八十一号で告示したとおり保安林に指定する予定である。

○宮城県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所登米地域事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 河南登米線

三 道路の区域

変更の区間	変更の前後 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
-------	-----------------	-----------------	-----------------	----

登米市豊里町白鳥一番一三地先から  
同市豊里町白鳥山一〇三番四地先まで

後	前	前	後	敷地の区分をいう。
B	A	A	A	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
一一・〇、 三二・八	四・〇、 一六・四	四・〇、 一六・四	四二〇・〇	
四五七・〇	四二〇・〇	四二〇・〇		

○宮城県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 道路名 泉塩釜線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
塩竈市袖野田町一二二番一八地先から 同市東玉川町一三五番三地先まで		前 後	五・五、 一七・九	一一二・六
後	前	六・三、 一八・四	一一二・六	

○宮城県告示第二十号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定する。

平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

区域の名称	区域の所在地	縦覧場所
土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物の構造の規制に必要となる事項	

西船迫沢	土石流	柴田郡柴田町本船迫字鹿野（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城大河原土木事務所
西船迫沢2	土石流	柴田郡柴田町本船迫字鹿野（次の図のとおり）		
西船迫沢4	土石流	柴田郡柴田町西船迫四丁目、同町本船迫字沼田（次の図のとおり）		
沢田沢	土石流	柴田郡柴田町本船迫字沢田（次の図のとおり）		
西船迫一丁目	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町西船迫一丁目（次の図のとおり）		
西船迫四丁目	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町西船迫四丁目（次の図のとおり）		
神の前	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町本船迫字神ノ前（次の図のとおり）		
西船迫一丁目	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町西船迫一丁目（次の図のとおり）		
西船迫三丁目	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町西船迫三丁目（次の図のとおり）		
西船迫四丁目	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町西船迫四丁目（次の図のとおり）		
松橋1	急傾斜地の崩壊	多賀城市伝上山一丁目、同市中央三丁目（次の図のとおり）	次の図のとおり	宮城県土木部防災砂防課及び宮城大河原土木事務所
伝上山	急傾斜地の崩壊	多賀城市伝上山一丁目（次の図のとおり）		
鶴ヶ谷の1	急傾斜地の崩壊	多賀城市鶴ヶ谷二丁目（次の図のとおり）		
鶴ヶ谷の2	急傾斜地の崩壊	多賀城市鶴ヶ谷一丁目（次の図のとおり）		
松橋2	急傾斜地の崩壊	多賀城市伝上山一丁目（次の図のとおり）		
鶴ヶ谷	急傾斜地の崩壊	多賀城市鶴ヶ谷二丁目（次の図のとおり）		

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○宮城県告示第二十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）

第六条第一項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

平成二十六年一月十四日

区域の名称	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の所在地	縦覧場所
西船迫沢3	土石流	柴田郡柴田町西船迫二丁目（次の図のとおり）	宮城県土木部防災砂防課及び宮城大河原土木事務所
西船迫一丁目	急傾斜地の崩壊	柴田郡柴田町西船迫一丁目（次の図のとおり）	
西船迫	地滑り	柴田郡柴田町西船迫三丁目（次の図のとおり）	

宮城県知事 村 井 嘉 浩

公 告

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。）

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市白菊町十七番二、十九番一、十九番三、十九番四、十九番五、十九番六、三十三番六、三十七番五、三十七番六、四十番十八、四十三番十九及び四十三番二十並びに十九番二、三十三番七、三十八番一及び三十九番の各一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号

株式会社みつば

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十六年一月十四日

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩竈市杉の入四丁目三十三番十

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区榴岡二丁目二番十一号  
株式会社みつば

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年一月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市増田七丁目三百八十番一

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

仙台市宮城野区榴岡四丁目二番三号  
東北ミサワホーム株式会社

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年一月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
名取市上余田字市坪八十七番一、八十七番三、九十一番及び九十三番二並びに九十二番二の一部並びに八十七番四地先の道の一部並びに八十七番一地先の水の一部

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市上余田字市坪九十二番地  
今野 幸一

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年一月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
東松島市小松字谷地百七十番一、百七十一番、百七十二番、百七十三番、百七十四番、百七十五番、百七十六番、百七十七番、百七十八番、百七十九番

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一  
イオンタウン株式会社  
仙台市泉区泉中央三丁目八番地の一  
大和ハウス工業株式会社仙台支社  
常務執行役員支社長 岡田 恵吾  
福岡県福岡市中央区渡辺通二丁目七番十四号  
株式会社快適計画

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、その工事を完了した。  
平成二十六年一月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩  
宮城郡松島町松島字小梨屋八番一及び三十一番一の一部並びに同町高城字婦命院下一十八番一及び十九番一の各一部  
松島町

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

### 選挙管理委員会

○宮選管告示第一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百八十九条の規定により、平成二十五年七月二十一日執行の参議院宮城県選挙区選出議員選挙における各候補者から選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、同法第百九十二条の規定によりその要旨を次のとおり公表する。  
平成二十六年一月十四日

宮城県選挙管理委員会  
委員長 菊 地 光 輝

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,838,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	愛知治郎	所属党派	自由民主党	平成25年6月1日から 第1回分 期 間 平成25年7月31日まで
出納責任者氏名	山田周伸			

主たる寄附 (氏名・団体名)		(職 業)	(寄 附 額)	支 出
日本共産党宮城県委員会		政 党	1,650,000 円	人 件 費 486,000 円
矢野 周二		無職	80,000	家 屋 費 100,000
高村 真也		政 党 職 員	102,000	選 挙 事 務 所 費 100,000
高屋 直也		無職	54,000	集 合 会 場 費 -
畑山 ヨシエ		無職	48,000	通 信 費 2,770
五十鈴川 みよ子		無職	102,000	交 通 費 20,300
				交 印 費 1,393,000
				交 印 費 245,000
				交 印 費 25,540
				交 印 費 318,365
				交 印 費 322,143
				交 印 費 57,596
				雑 費 769,014
				雑 費 755,422
				雑 費 3,386,734
				雑 費 581,711
				雑 費 2,688,400
				雑 費 819,192
				雑 費 365,579
				雑 費 328,235
				雑 費 1,741,300
				雑 費 2,069,535
				雑 費 4,611,650 円
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職 業)	(寄 附 額)	支 出
政党支部		政 党 支 部	13,500,000 円	人 件 費 2,069,535
				家 屋 費 1,741,300
				選 挙 事 務 所 費 2,069,535
				集 合 会 場 費 1,741,300
				通 信 費 328,235
				通 交 費 365,579
				交 通 費 819,192
				交 印 費 2,688,400
				交 印 費 581,711
				交 印 費 410,283
				交 印 費 769,014
				交 印 費 755,422
				交 印 費 3,386,734
				交 印 費 581,711
				交 印 費 2,688,400
				交 印 費 819,192
				交 印 費 365,579
				交 印 費 328,235
				交 印 費 1,741,300
				交 印 費 2,069,535
				交 印 費 4,611,650 円

その他の寄附	- 件	今 回 計	16,457,520
その他の収入	-	前 回 計	-
今 回 計	13,500,000	前 回 計	16,457,520
今 前 計	13,500,000	前 回 計	16,457,520
総 計	13,500,000	前 回 計	16,457,520
総 計	13,500,000	前 回 計	16,457,520

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	343,900
ポスターの作成	976,500
ポスターの作成	1,388,000
選挙事務所設立及び看板の類の作成	160,164
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
個人国会会の立札及び看板の類の作成	193,105
計	3,243,861

報告書受理年月日 平成 25 年 8 月 5 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,838,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩渕彩子	所属党派	日本共産党	平成25年6月20日から 第1回分 期 間 平成25年7月21日まで
出納責任者氏名	五島平			

主たる寄附 (氏名・団体名)		(職 業)	(寄 附 額)	支 出
日本共産党宮城県委員会		政 党	1,650,000 円	人 件 費 486,000 円
矢野 周二		無職	80,000	家 屋 費 100,000
高村 真也		政 党 職 員	102,000	選 挙 事 務 所 費 100,000
高屋 直也		無職	54,000	集 合 会 場 費 -
畑山 ヨシエ		無職	48,000	通 信 費 2,770
五十鈴川 みよ子		無職	102,000	交 通 費 20,300
				交 印 費 1,393,000
				交 印 費 245,000
				交 印 費 25,540
				交 印 費 318,365
				交 印 費 322,143
				交 印 費 57,596
				雑 費 769,014
				雑 費 755,422
				雑 費 3,386,734
				雑 費 581,711
				雑 費 2,688,400
				雑 費 819,192
				雑 費 365,579
				雑 費 328,235
				雑 費 1,741,300
				雑 費 2,069,535
				雑 費 4,611,650 円
主たる寄附 (氏名・団体名)		(職 業)	(寄 附 額)	支 出
政党支部		政 党 支 部	1,650,000 円	人 件 費 486,000 円
				家 屋 費 100,000
				選 挙 事 務 所 費 100,000
				集 合 会 場 費 -
				通 信 費 2,770
				通 交 費 20,300
				交 通 費 1,393,000
				交 印 費 245,000
				交 印 費 25,540
				交 印 費 318,365
				交 印 費 322,143
				交 印 費 57,596
				雑 費 769,014
				雑 費 755,422
				雑 費 3,386,734
				雑 費 581,711
				雑 費 2,688,400
				雑 費 819,192
				雑 費 365,579
				雑 費 328,235
				雑 費 1,741,300
				雑 費 2,069,535
				雑 費 4,611,650 円

その他の寄附	- 件	今 回 計	2,950,714
その他の収入	-	前 回 計	-
今 回 計	2,036,000	前 回 計	2,950,714
今 前 計	2,036,000	前 回 計	2,950,714
総 計	2,036,000	前 回 計	2,950,714
総 計	2,036,000	前 回 計	2,950,714

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	342,000
ポスターの作成	219,000
ポスターの作成	832,000
選挙事務所設立及び看板の類の作成	101,000
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	114,000
個人国会会の立札及び看板の類の作成	-
計	1,608,000

報告書受理年月日 平成 25 年 8 月 5 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,838,300 円

3 報告書の要旨 平成25年4月26日から第1回分  
 候補者氏名 岡崎 トミ子 所属党派 民主党 期 間 平成25年8月5日まで  
 出納責任者氏名 佐藤 芳雄

主たる寄附 (氏名・団体名)		(職 業)	(寄 附 額)	支 出
民主党宮城県選挙区選挙区支部	民主党	政党支部	500,000 円	人 件 費 2,924,950 円
民主党宮城県選挙区支部連合会	民主党	政党支部	1,000,000	家 屋 費 380,000
民主党	無職	政党支部	5,000,000	選挙事務所費 367,500
工藤 仁美	無職	政党支部	30,000	集合会場費 12,500
玉木 朝子	団体役員	政党支部	50,000	通 信 費 22,510
有光 健	団体役員	政党支部	30,000	交 通 費 720,908
山下 晴也	会社役員	政党支部	30,000	印 刷 費 2,690,625
川橋 幸子	団体職員	政党支部	30,000	交 印 広 文 具 費 546,106
民主党宮城県選挙区支部 8名連合部	政党支部	政党支部	50,000	食 料 費 46,083
民主党宮城県選挙区支部 8名連合部	政党支部	政党支部	20,000	休 憩 費 562,662
佐々木 登和子	会社社員	政党支部	20,000	泊 宿 費 255,120
全日本不動産協会宮城県支部	政治団体	政治団体	30,000	雑 費 497,221

収 入	支 出
その他の寄附 18 件 148,000	今 回 計 8,646,185
その他の収入 -	前 回 計 -
今 回 計 6,918,000	前 回 計 -
前 回 計 -	前 回 計 -
総 計 6,918,000	総 計 8,646,185

項 目	金 額
選挙運動用通常業務書の作成	343,900
ポスターの作成	976,500
選挙事務所立札及び看板の種類の作成	1,365,000
選挙運動用自動車等の立札及び看板の種類の作成	160,164
個人関係会の立札及び看板の種類の作成	202,192
計	183,750
	3,231,506

報告書受理年月日 平成 25 年 8 月 5 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,838,300 円

3 報告書の要旨 平成25年8月6日から第2回分  
 候補者氏名 岡崎 トミ子 所属党派 民主党 期 間 平成25年8月21日まで  
 出納責任者氏名 佐藤 芳雄

主たる寄附 (氏名・団体名)		(職 業)	(寄 附 額)	支 出
民主党宮城県選挙区支部	民主党	政党支部	5,807,721 円	人 件 費 180,000 円
民主党宮城県選挙区支部連合会	民主党	政党支部	5,807,721	家 屋 費 510,233
民主党	無職	政党支部	30,000	選挙事務所費 510,233
工藤 仁美	無職	政党支部	30,000	集合会場費 90,103
玉木 朝子	団体役員	政党支部	50,000	通 信 費 870,592
有光 健	団体役員	政党支部	30,000	交 通 費 35,700
山下 晴也	会社役員	政党支部	30,000	印 刷 費 2,711,642
川橋 幸子	団体職員	政党支部	30,000	交 印 広 文 具 費 162,280
民主党宮城県選挙区支部 8名連合部	政党支部	政党支部	50,000	食 料 費 99,000
民主党宮城県選挙区支部 8名連合部	政党支部	政党支部	20,000	休 憩 費 99,000
佐々木 登和子	会社社員	政党支部	20,000	泊 宿 費 2,651,512
全日本不動産協会宮城県支部	政治団体	政治団体	30,000	雑 費 2,651,512

収 入	支 出
その他の寄附 - 件 -	今 回 計 7,311,042
その他の収入 -	前 回 計 8,646,185
今 回 計 5,807,721	前 回 計 -
前 回 計 6,918,000	前 回 計 -
総 計 12,725,721	総 計 15,957,227

項 目	金 額
選挙運動用通常業務書の作成	343,900
ポスターの作成	976,500
選挙事務所立札及び看板の種類の作成	1,365,000
選挙運動用自動車等の立札及び看板の種類の作成	160,164
個人関係会の立札及び看板の種類の作成	202,192
計	183,750
	3,231,506

報告書受理年月日 平成 25 年 8 月 21 日 第 2 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,838,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	包 智子	所属党派	幸福実現党	平成25年5月21日から 第1回分 期 間 平成25年8月2日まで
出納責任者氏名	包 智子			

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出	額
幸福実現党	政治団体	7,000,000 円	人 件 費	-
中里 亜士	会社経営	36,000	家 屋 費	36,000
			運 送 費	36,000
			集 合 会 場 費	-
			通 信 費	1,045
			通 交 費	-
			印 刷 費	1,863,727
			告 白 費	1,601,760
			文 具 費	-
			食 糧 費	-
			休 泊 費	-
			雑 費	78,049
その他の寄附	- 件	-	今 回 計	3,580,581
その他の収入		7,036,000	前 回 計	-
今 回 計		7,036,000	総 計	3,580,581
前 回 計		-		
総 計		7,036,000		

項 目	金 額
選挙運動用通常業務の作成	-
ビラの作成	-
ポスターの作成	-
選挙事務所等の立札及び看板の種類の作成	-
選挙運動用自動車等の立札及び看板の種類の作成	-
個人陳述会の立札及び看板の種類の作成	-
計	-

報告書受理年月日 平成 25 年 8 月 2 日 第 1 回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,838,300 円

3 報告書の要旨

候補者氏名	和田 政宗	所属党派	みんなの党	平成25年6月3日から 第1回分 期 間 平成25年7月29日まで
出納責任者氏名	和田 美穂			

主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	支 出	額
みんなの党	政党	6,800,000 円	人 件 費	1,228,800 円
			家 屋 費	1,626,630
			運 送 費	1,626,630
			集 合 会 場 費	-
			通 信 費	1,448,540
			通 交 費	178,920
			印 刷 費	215,288
			告 白 費	654,159
			文 具 費	57,741
			食 糧 費	107,766
			休 泊 費	31,250
			雑 費	1,184,452
その他の寄附	- 件	-	今 回 計	6,733,546
その他の収入		6,800,000	前 回 計	-
今 回 計		6,800,000	総 計	6,733,546
前 回 計		-		
総 計		6,800,000		

報告書受理年月日 平成 25 年 8 月 5 日 第 1 回報告分



公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成25年7月21日執行 参議院宮城県選挙区選出議員選挙  
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額) 42,838,300 円  
 3 報告書の要旨

候補者氏名	和田政宗	所属党派	みんなの党	平成25年7月30日から 平成25年8月21日まで
出納責任者氏名	和田美穂			第2回分

収入		支出	
主たる寄附 (氏名・団体名) みんなの党	(職 業) 政党 690,348 円	人 件 費 家 屋 費 選挙事務所費 集合会場費 通 信 費 通 信 費 交 通 費 印 刷 費 文 具 費 食 料 費 雑 費	179,171 179,171 36,997 - - 2,688,520 555,461 - - - 474,180
その他の寄附	- 件	今 回 計	3,934,329
その他の収入	690,348	前 回 計	6,733,546
今 回 計	6,800,000	総 計	10,667,875
総 計	7,490,348		

項 目	金 額
選挙運動用通常業務の作成	343,900
ビラの作成	976,500
ポスターの作成	1,388,120
選挙事務所等の立札及び看板の類の作成	160,164
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	202,192
個人関係会の立札及び看板の類の作成	193,105
計	3,243,981

報告書受理年月日 平成 25 年 9 月 5 日 第 2 回報告分

雑 報

○宮城県道路公社理事長から、次のとおり公報登載の依頼があった。  
 平成二十六年一月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十二條第二項の規定により、仙台松島道路(第VI期)工事の一部の完了について、次のとおり公告する。  
 平成二十六年一月十四日

宮城県道路公社

理事長 千 葉 三 郎

- 一 路線名 県道仙台松島線
- 二 工事の区間 宮城県郡利府町春日から宮城県郡松島町根廻まで(松島大郷第二料金所)
- 三 工事の種類 改築
- 四 工事一部完了年月日 平成二十六年一月二十日

正 誤

○宮城県公報第二四九八号(平成二十五年十月十一日付け)中

異議申立て	正					誤											
	審議	審査	計	審議	審査	計	審議	審査	計	審議	審査	計					
7	3	10	0	2	1	0	0	7	7	2	9	0	3	1	0	0	5
7	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	7	4	11	1	2	1	0	0	7	7	2	9	0	3	1	0	5

審理中

棄却  
1件

不照立年月日	件 名	処理状況
平成26年10月18日	「働新日誌(2)」及び「事件・事故・相談等処理一覧表」の部分開示決定に対する審査請求	却下

ページ	段 行
五	上 五
五	上 一八 後ろか ら一

六 下 九

異議 申立て	議 決	計
3	5	5
8	0	10
0	3	0
1	0	1
0	0	0
0	0	0
4	0	4

異議 申立て	議 決	計
3	3	5
6	0	3
0	3	0
1	0	1
0	0	0
0	0	0
2	0	2

○宮城県公報第二五二八号(平成二十五年十二月二十日付け)中

正

宮城郡松島町根廻まで

誤

宮城郡松島町根回まで

ページ 下 九

宮城郡松島町根廻まで

宮城郡松島町根回まで